

## 第五十九号議案

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を  
次のように改正する。

別表中

一四、三九七円	一四、一七五円	一四、一七五円	一六、四六七円	一七、四九六円
一五、一九八円	一七、二五九円	一七、九三七円		に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この  
条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由  
が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について

適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、な  
お従前の例による。

（提案理由）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百三十二号）第二条の規定等の施行を踏まえ、補償  
基礎額を改定する必要がある。